

田村市告示第87号

田村市広告掲載要綱を次のように定める。

平成22年11月1日

田村市長 富塚宥暁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載又は掲出することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 広報等各種印刷物

イ ホームページ

ウ 財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 景観および風致を害するおそれのあるもの

(8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの

(9) その他広告掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置、掲載期間、掲載料等は、広告媒体ごとに市長が別途定める。

(広告の募集)

第5条 広告の募集方法及び選定方法については、広告媒体ごとに市長が別途定める。

(審査機関)

第6条 広告掲載する広告の可否等を審査するため、田村市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は、総務部長をもって充て、委員は、課長等会構成員をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

4 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、広告内容等、広告掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年11月1日から施行する。